

決議 13.5*

クロサイのハンティングトロフィーに関する輸出割当量の設定

1977年にクロサイが附属書Iに掲載されたことを想起し、

クロサイが生息域の一部で違法狩猟、生息地の分断、消失によって脅かされていることを認識し、

この種はまた、他の生息域では回復し、効果的に管理されていることを認識し、

第9回締約国会議（フォートローダーデール、1994年）で採択され、第11回、第13回、第14回及び第15回締約国会議（ギギリ、2000年；バンコク、2004年；ハーグ、2007年；ドーハ、2010年）で修正された決議9.14（CoP13で改正）¹に従い、サイの生息国が利用可能なあらゆる専門知識と資源を使い、当該種に関する保全並びに管理計画を開発し、実施すべきであることを想起し、

数カ国のクロサイ生息国で効果的な保全、管理、モニタリング計画ならびにプログラムが導入され、一部の個体群は回復しつつあり、トロフィーハンティングによる限定数の削減に耐えられることを認識し、

限定数の標本のトロフィーハンティングから派生する金銭的な利益がこの種の保全に直接役立ち、かつそのようなハンティングが国内保全並びに管理計画およびプログラムの枠内で行われた時、保全および生息地保護のための追加インセンティブを提供することも認識し、

一部の生息国がこの種の保全並びに管理および国内個体群の回復において著しい進歩を遂げたが、そのような保全並びに管理に資金を提供するための追加インセンティブ並びに手段を必要とすることを認識し、

輸出国は第2回締約国会議（サンホセ、1979年）で採択され第9回会議で改正された決議2.11（改正）に従いハンティングトロフィーの取引を認可することができ、条約の第3条2項に従い輸出許可書を発給できることを想起し、

その標本が主として商業的目的のために使用されるものではないと輸入国の管理当局が認めた場合のみ輸入許可書を発給すると条約第3条3(c)項で規定され、かつその輸出が種の存続を脅かすこととならないと輸出国の科学当局が助言した場合のみ輸出許可書を発給すると条約第3条2(a)項で規定されていることを想起し、

割当量が超過されず、かつ当該生息国内の種個体

群が合意割当量にそれ以上耐えられないことを示す新たな科学的または管理上のデータが現れない限り、附属書I掲載種に関する締約国会議による輸出割当量の設定は、その輸出および輸入目的がその種の存続を脅かすこととならないという条約第3条2(a)項並びに3(a)項の必要条件を満足するという点に、第9回締約国会議で採択され第13回会議で改正された決議9.21（CoP13で改正）で条約締約国が合意したことをさらに想起し、

条約締約国会議は

クロサイ成体雄のハンティングトロフィーの年間割当量を南アフリカから5点、ナミビアから5点と確定することを承認する。

クロサイのハンティングトロフィーは台に取り付けたかまたは取り付けていない角またはその他の体の耐久性部分と定義され、輸出するすべての部分に個別に原産国、種名、割当番号、輸出年を記したマークを付けることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第3条3(a)項並びに決議9.21（CoP13で改正）
 - b) 項に従いクロサイのハンティングトロフィーを輸入するための許可書の申請を検討するにあたり、輸入国の科学当局は考慮するトロフィーが国内クロサイ保全並びに管理計画およびプログラムの一部として輸出割当量を与えられている生息国からのものであり、この決議の規定に従い取り引きされると認められた場合に許可書を承認すること。
- b) 条約第3条3(c)項に従いクロサイのハンティングトロフィーを輸入するための許可書の申請を検討するにあたり、輸入国の管理当局は次の場合、そのようなトロフィーが主として商業的目的のために使用されないと認めること。
 - i) トロフィーが輸出国内の所有者によって取得され、輸入国内で販売されない手回り品として輸入される。
 - ii) 各所有者は1暦年内（1月1日から12月31日）に1点を超えるトロフィーを輸入しない。かつ、
- c) この種の輸出割当量の改定または追加輸出割当量の確定は決議9.21（CoP13で改正）に従い行われること。

* 第14回締約国会議で改正され、第15回締約国会議の後に事務局により訂正。

1 第15回締約国会議の後に事務局により訂正：以前は決議9.14（CoP14で改正）と言及されていた。